

## 令和6年第8回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和6年8月27日(火) 午前9時55分～11時05分 /

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員(12人)

会長	12番	前田	浩二
会長代理	11番	久木山	純広
	1番	池田	善之
	2番	蓑手	幹夫
	3番	樋ノ口	正信
	4番	川畑	千秋
	5番	西	美香
	6番	木場	由美子
	7番	野元	京子
	8番	古賀	久美子
	9番	西村	四男
	10番	外蘭	健藏

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	藤園	宗男
串木野地区2	井手迫	正博
市来地区	永井	美治

出席職員 後潟局長、篠原主幹、松原主査、棚町主査

議事録署名委員 (5番 西美香 委員 ・ 6番 木場 由美子 委員)

議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1 議案第39号 農地法第3条第1項の規定による許可申請(1件)について

日程第2 議案第40号 非農地証明願(1件)について

日程第3 議案第41号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案(一括方式・15件)について

## 会議の概要

局長 皆様、おはようございます。ただ今から、令和6年第8回いちき串木野市農業委員会総会を開催いたします。始めに会長よりあいさつをお願いいたします。

会長 (あいさつ)

局長 会長ありがとうございました。それでは、総会の方を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は、会長が行うことになっておりますので、会長よろしくをお願いいたします。

議長 それでは会議規則に基づきまして、私の方で議長を務めさせていただきます。まず、本日の農業委員の出席状況について、事務局の方より報告をお願いいたします。

局長 農業委員定数 12 名で、現在数 12 名に対し出席委員数 12 名で、全員出席で過半数に達しております。よって農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の 3 名の方々も出席されておりますので、ご報告いたします。

議長 ありがとうございます。それでは会次第に従いまして、進めてまいります。議事に入ります前に、本日の議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会会議規則第 15 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、恒例により私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長 ありがとうございます。それでは、議事録署名委員に 5 番 西美香委員と、6 番 木場由美子 委員をお願いします。ただ今から議事に入ります。

まず、日程第 1 議案第 39 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は 1 件です。事務局の説明及び現地調査の報告の後質疑に入りたいと思います。それでは事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

日程第1議案第39号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。今月の申請は1件です。1ページをご覧ください。No.1についてご説明いたします。譲受人が親戚である譲渡人から、所有する農地を売買により譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地と、農用地区域外農地です。譲受人は所有する農地を全て耕作しておられます。申請地の隣の宅地には、譲受人の所有する農業用倉庫もあります。また、譲渡人には違反転用もごございますので、3ページの非農地証明願についても合わせて提出していただいております。調査は【正】を川畑委員、【副】を久木山委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

川畑委員

4番川畑です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1について、8月22日午前9時30分より、譲受人立会いのもと、久木山委員と私で調査をしましたので報告いたします。場所等につきましては、資料の1ページ、2ページを参照してください。申請地①～③は農用地区域内農地、④につきましては農用地区域外農地です。譲渡人と譲受人は親戚関係で、譲渡人が県外在住のため、譲受人が買い取り耕作したいとのことです。現在も譲受人が荒地にならないように管理されているとのことです。申請地の①、②は隣接地で、ビニールハウスがあり、ゴクラクチョウが植えてありました。他に梅等も植えてありました。譲受人は申請地取得後野菜を栽培し、自家消費等にされる計画です。農機具は管理機、刈払機、自走式モア、運搬車等所有され、必要時にトラクターの借上げを行うとのことでした。隣接地に倉庫も保有され、農機具を保管されておりました。労働力は2名、自宅からの通作距離は約4kmです。私どもの調査では、労力、施設とも十分あり、問題ないと判断しましたが、皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。ただ今事務局の説明と現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入りたいと思います。何か皆さんの方からご質疑ございませんか。

木場委員

ちょっと、いいですか。

議長

はい、どうぞ。

木場委員

地域計画で調査をした時に、④の所を〇〇さんが耕作をしていると言って返事をもらったんですけど、そこはこの公民館の隣の所ですよ。

川畑委員 草が生えていましたよ。

木場委員 1年休みです。

川畑委員 そこは聞いていませんけど、草が生えていましたよ。

木場委員 作る時と、休む時と、1年おきですから。

議長 相対で借りているんですか。

棚町主査 そうですね、相対です。契約はありません。今後は3条申請をされたら、〇〇さんが自分で耕作をしてくださると思います。

木場委員 わかりました、今日〇〇さんに耕作をしている所を書いてもらった所を農政課に提出しようと思っていたところだったものですから、この公民館の横と、③の所もですね。

棚町主査 3条申請をされた方は、自分で耕作をしてくださらないといけません。

木場委員 1年は作らないから、草が生えているんです。

議長 事務局、そこらあたりについては、〇〇さんは3条申請があがっているということはご存知なんですか。そこは確認をとっていないですか。

棚町主査 〇〇さんには確認はしていません。譲渡人と譲受人の確認だけをしています。

木場委員 結局、貸し借りをしていないので、そこは〇〇さんが弱いと思います。

議長 一応は連絡をした方がいいのかなという感じがしますね。

局長 棚町さん、〇〇さんはちゃんと耕作すると言われたんですよ。

棚町主査 〇〇さんも、この申請を出された時には自分で耕作をしますとおっしゃいました。

木場委員 〇〇さんには貸し借りをちゃんとしてくださいねと言ってもなかなか契約をされなかったのが、こういうのが出てくれば、こっちの方が優先だと思いますので、わかりました。

議長 許可書を出す時に、譲受人の〇〇さんには、これまでの経緯は話をしてもらって、今後は自分が作るということなんですから、そこらあたりは今後トラブルにならないように配慮しないといけないのかなと思います。全く知らないで購入するということにならないようにですね。ある程度そういった情報は与えておいて、ちゃんと許可を出した方がいいんじゃないかと思います。

棚町主査 はい、わかりました。

議長 お願いします。他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑ないようでございますので、お諮りします。日程第1議案第39号農地法第3条第1項の規定による許可申請については、申請のとおり許可することで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第1議案第39号農地法第3条第1項の規定による許可申請については、申請のとおり許可することで決定いたしました。

次に進みます。日程第2議案第40号非農地証明願についてを議題とします。今回の証明願については、先程説明がありましたように違反転用の事案ですので、現地調査の報告は省略します。それでは、事務局の説明をお願いします。

松原主査 日程第2議案第40号非農地証明願1件についてであります。既に違反転用と判断されている土地であります。3ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。申請人が相続する前に、亡くなった兄が平成元年に住宅を建築しており、現在に至っている状況です。

議長 今事務局の方から説明がありましたように、平成元年頃に住宅が建てられて、現在に至っている状況であります。皆さんの方から何かご質疑ございませんでしょうか。私の方からいいですか。住宅になっているんですけど、誰か住んでおられるんですか。空き家ですか。

松原主査 空き家で、先程の日程第1議案第39号でありました、譲受人の〇〇さんが管理をしていらっしゃいます。

議長 他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑ないようですので、お諮りします。日程第2議案第40号非農地証明願1件につきましては、申請のとおり非農地証明を発出することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということですので、日程第2議案第40号非農地証明願1件については、申請のとおり非農地証明書を発出することで決定をいたしました。

次に進みます。日程第3議案第41号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案(一括方式)についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査 5ページ、6ページをご覧ください。日程第3議案第41号令和6年11月1日開始の農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案(一括方式)についてです。新規で15件、23筆13,465㎡です。全て新規の契約です。2番の契約期間は、貸人の都合で3年になっております。所有する農地のある方は、全て耕作しておられます。所有する農地の無い借人は、借入地は全て耕作しておられます。〇〇の所有する農地は、耕作しておられる場所と、事業計画予定地で耕作されていない場所もあります。借入地は全て耕作しておられます。よろしくをお願いします。

議長 ただ今、事務局の方から説明がありました。中間管理事業の一括方式の分で、15件23筆13,465㎡です。全部新規ということですので、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑ないようですのでお諮りします。日程第3議案第41号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案(一括方式)については、ただ今説明のあった内容で決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということですので、日程第3議案第41号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案(一括方式)につきましては、ただ今報告のあった内容で決定をいたしました。

以上で、議事については全て終了しました。

議事録署名委員

• \_\_\_\_\_

• \_\_\_\_\_

